

平成 29 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成29年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

新轄税務署長 麴町  
 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇  
 (フリガナ) ワタナベ タダシ  
 あなたの氏名 渡辺 正  
 給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8  
 あなたの住所 東京都 東京都千代田区霞が関3-1-1

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険料等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

名称	種類	年金額	契約者の氏名	氏名	新旧区分	給与の支払者の確認印
●●生命	養老	10年	渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新	(a) 25,000 円
●●生命	養老	10年	同上	同上	旧	(a) 80,000 円

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】

80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円 【計算式Ⅱ(旧保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	25,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	①	22,500 円	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	80,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	②	45,000 円	(最高50,000円)
介護医療保険料	(a)の金額の合計額	C	80,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	③	40,000 円	(最高40,000円)

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

80,000円 × 1/4 + 20,000円 = 40,000円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	90,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	④	40,000 円	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	30,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤	27,500 円	(最高50,000円)

計算式Ⅰ(新保険料等用) ※

計算式Ⅱ(旧保険料等用) ※

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

計算式Ⅰ(新保険料等用) ※	計算式Ⅱ(旧保険料等用) ※
A、C又はDの金額	B又はEの金額
20,000円以下	25,000円以下
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで
40,001円から80,000円まで	50,001円から100,000円まで
80,001円以上	100,001円以上

地震保険料の金額の合計額 = 控除額 (最高50,000円)

地震保険料	種類	年金額	契約者の氏名	氏名	新旧区分	給与の支払者の確認印
×	火災 地震(建物)	5	渡辺 正	渡辺 正 本人	新	42,000 円
×	火災 地震(建物)	12	同上	同上	旧	14,800 円

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)	A	520,000 円
配偶者特別控除額の早見表		
表Bの金額		260,000 円

(源泉徴収義務者の方へ)支払った保険料等の金額の合計額や配偶者の合計所得金額を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。